

## 令和8年青森県登録販売者試験実施要綱

### 1 試験日及び場所

#### (1) 試験期日

令和8年8月26日(水) 10時30分から15時55分まで

#### (2) 場所

青森市大字浦町字橋本335番地17

カクヒログループスーパーアリーナ(青森市総合体育館)

※ 受験者数により、試験場所が変更となる可能性がある。試験場所を変更する場合は、受験票により受験者に通知する。

#### (3) 入室時間

9時40分から10時10分まで(厳守)

### 2 試験科目

	試験項目	出題数
午前の部 10時30分～12時30分	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	主な医薬品とその作用	40問
午後の部 13時55分～15時55分	人体の働きと医薬品	20問
	薬事関係法規・制度	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問

※ 試験は、マークシート方式にて実施する。

※ 出題は、試験問題作成に関する手引き(令和8年4月一部改訂)の範囲とする。

### 3 受験資格

年齢、学歴及び経験等を問わない。

### 4 受験申請書入手方法

受験申請書については、以下の青森県ホームページからデータをダウンロードすること。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/toroku.html>

なお、インターネット環境がない等により、入手困難な場合は青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループに問い合わせること。

### 5 受験申請書受付期間

令和8年6月17日(水)から6月23日(火)まで(当日消印有効)

なお、青森県電子申請・届出システムによる申請者情報の入力については、令和8年6月10日(水)から6月23日(火)まで入力することが可能である。

## 6 受験申請書提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号  
青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ  
電話：017-734-9289

※ 郵送による出願の場合は簡易書留、書留又は特定記録とし、封筒の表に「登録販売者試験受験申請書在中」と朱書きすること。

※ 郵送による受験申請の際は、返信用封筒の同封は不要である。

※ 試験について、試験会場（カクヒログループスーパーアリーナ）への直接の問い合わせは絶対にしないこと。

## 7 受験申請手数料

受験申請書に「17,600円」相当額の青森県収入証紙を貼付して納付すること。

（証紙は消印しないこと。消印したり、汚損した場合は無効となる。）

※ 日本政府収入印紙による納付は認めない。

※ 青森県外在住の受験希望者に限り、青森県収入証紙の代わりに、手数料分の郵便為替又は小為替を同封することでの申請が可能である。その際は、必ず簡易書留、書留又は特定記録で郵送すること。

※ 青森県収入証紙の購入が困難な場合は、一部の証紙売りさばき人において郵送販売に対応しているので、詳細については、青森県ホームページで確認すること。

### 【確認方法】

青森県ホームページで「県証紙」と入力して検索 > 検索結果の「青森県証紙について」

※ 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

## 8 提出書類

### (1) 受験申請書一式

※ 青森県電子申請・届出システムにより、申請者の情報を登録したうえで、受験申請書一式を提出すること。

※ 受験願書作成の際、消せるボールペンを使用しないこと。

(2) 写真（縦4.5cm×横3.5cmで、出願前6か月以内に、無背景、脱帽、正面向きで肩から上をカラーで撮影した写真とし、裏面には氏名を記載したうえで、受験申請書の所定欄に貼り付けること。）

※ 指定のサイズより小さいサイズの写真による申請は認めない。

## 9 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、試験の概ね2週間前までに受験票を申請者へ送付する。

なお、出願後に転居した場合又は試験の10日前までに受験票が届かない場合は、医療薬務課まで連絡すること。

## 10 合格基準

原則として、総得点の7割であって、かつ、各項目の得点が4割以上とする。

## 11 合格発表

令和8年9月29日（火）10時発表予定とし、合格番号及び解答について、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、医療薬務課及び各県型保健所掲示板に掲示する。また、合格者には、合格通知書を送付する。

## 12 得点の閲覧

個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

※ 代理人による開示請求は不可

### (1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和8年9月29日(火)～令和8年10月26日(月)9時～17時

※ 9月29日(火)のみ10時～17時

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

### (2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康医療福祉部医療薬務課(青森県庁北棟6階、地下駐車場あり)

### (3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券又は個人番号カードのいずれか)

## 13 その他

(1) 試験に必要な携行品及び注意事項については、受験票により通知する。

(2) 試験問題は、受験者が持ち帰ること。

(3) 自家用車での来場は可能であるが、駐車場内では場内の係員の指示に従うこと。また、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わないこと。

(4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、駐車に時間を要したなどの個人的事情については、その後の入室について一切配慮しない。

(5) ゴミは各自持ち帰ること。

(6) 敷地内は全面禁煙である。また、駐車場内も同様に禁煙である。

(7) 昼食は、試験室内でとることができるが、手配は各自で行うこと。

(8) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和8年6月17日(水)までに青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループまで申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

(9) 受験にあたっては、受験者本人の判断に基づき、自主的な感染対策に取り組むこと。

(10) 体調不良者は受験を控えること。

(11) アップルウォッチなどのウェアラブル端末を着用した状態での受験は認めない。

(12) 試験会場では立入が禁止された区域に侵入しないこと。また、他の利用者の迷惑とならないようにすること。